

苅田町公告第10号

苅田町歴史博物館建築・展示基本設計業務の業者選定にあたり、受託候補者を選定するための公募型プロポーザルを実施するため、次のとおり公告する。

令和8年 1月 28日

苅田町長 遠田 孝一

苅田町歴史博物館建築・展示基本設計業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

1 趣旨

本要領は、苅田町歴史博物館建築・展示基本設計業務（以下、「本業務」という）にあたって、別添資料1「苅田町歴史博物館基本計画」（以下、「基本計画」という）で定めた基本方針に基づく、公募型プロポーザルの実施について、必要な事項を定める。

なお、本業務は、非常に専門性が高く、高度な知識と実績を必要とするため、プロポーザル方式を採用する。

2. 業務の概要

1 業務名等

- | | |
|-----------|--|
| (1) 業務名 | 苅田町歴史博物館建築・展示基本設計業務 |
| (2) 建設地 | 苅田町富久町1丁目18-1、18-2 |
| (3) 敷地面積 | 約1,546m ² |
| (4) 延べ床面積 | 約1,000m ² 未満 |
| (5) 用途地域 | 市街化区域・近隣商業地域 |
| (6) 防火地域 | 指定なし |
| (7) 業務内容 | ①及び②のとおり
① 苅田町歴史博物館建築基本設計に係る業務。詳細は別添資料2のとおり。
② 苅田町歴史博物館展示基本設計に係る業務。詳細は別添資料3のとおり。 |

2 目的

「苅田町歴史資料館の設置及び管理に関する条例」に基づき、令和2年に改訂された「苅田町生涯学習基本計画改訂版」に準拠し、時代や町民のニーズに応えるために、必要な諸機能・設備を備えた本町の文化財保護行政の拠点施設として整備する。令和3年策定の「第5次総合計画」並びに「苅田町公共施設個別施設計画」に歴史資料館と収蔵庫の建替えが明記され、国や県、苅田町文化財保護審議会など有識者による指導に基づき、文化財展示収蔵施設の再整備に向けて、その方針・計画の検討を行ってきた。令和6年策定の「苅田町新庁舎建設基本構想」での新庁舎への複合化から、令和7年策定の「苅田町新庁舎基本計画」において、工期や財政的な観点から、単独建設とする別事業となった。

当該事業は、本町の歴史や文化を示す地域資料である文化財を確実に後世に継承することを目的として、本町固有の歴史や伝統文化の中で培われた各種文化財の調査・研究、保存・活用、公開・普及のための博物館的機能と、国指定史跡石塚山古墳及び町内各種開発事業に伴う発掘調査・研究、整理作業、調査報告書作成及び出土品の収蔵・管理という一連の業務を行う埋蔵文化財センター的機能を併せ持つ施設を建設する。

また、隣接する国指定史跡石塚山古墳のガイダンス施設として、史跡と所蔵資料を一体的に活用して、それぞれの価値を高める相乗効果を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和8年9月30日（水）までとする。詳細なスケジュールについては、委託業者の提案に基づき、苅田町との協議の上で決定するものとする。

なお、設計業務過程における協議等において計画条件等が変更される場合がある。

4 業務委託費等上限額等

本業務の委託費等の予算額は35,398,000円以内とする（消費税及び地方消費税を含む）。なお、この合計額を超えた提案は無効とする。

3. プロポーザルに関する事項

1 実施要領等の配布

(1) 配布時期

令和8年1月28日（水曜日）～

(2) 配布方法

苅田町公式ホームページからダウンロード

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加するもの（以下「参加者」という）は、参加表明書の提出日時点において、以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 本業務は建築設計と展示設計を同時に実施する。そのため、参加者は、次の業務を実施する法人その他の団体（以下「団体」という）によりペアを構成し、応募すること。なお、1つの団体が上記①及び②の業務を兼ねることは不可とする。また、いずれかの業務を複数の団体で分担して実施することも不可とする。
 - ① 建築設計業務
 - ② 展示設計業務
- (2) 個人及び共同事業体（JV）による応募は認めない。
- (3) ペアの名称を設定し、代表者となる団体（以下「ペア代表者」という）を定めるとともに、当該ペア代表者が応募手続きを行うこと。
- (4) 当該ペアを構成する団体（以下「構成員」という）の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、町の承諾を得て変更することができるものとする。
- (5) 過去 10 年以内（2015 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）に、500 m²以上登録博物館かつ、重要文化財展示施設の建築設計並びに展示設計の実績を有すること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (8) 自己または自社の役員などが、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の①から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成 3 年法律第 77 号）2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって暴力団、または暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団、または暴力団員に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - ⑥ 暴力団、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団、または暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
- (9) 法人税、町（市）県民税等を滞納していないこと。
- (10) 建築設計団体は、次の要件を全て満たしておくこと。

- ① 平成17（2005）年4月1日から公告日まで（過去20年間）に、基本・実施設計業務の履行が完了した、延床面積（複合施設の場合は博物館用途の面積）が500m²以上の、新築・改築・増築（改修は不可）の「博物館法上の登録博物館」若しくは「博物館相当施設」、「文化施設（博物館・美術館・図書館）」を単独企業またはJVの代表構成員として完了した実績を有すること。
- ② 福岡県に本社、支社又は営業所若しくは事務所を有し、入札・見積、契約締結、代金の請求・受領等の権限を本社代表者から代理人（支店長・営業所長等）に委任されていること。
- ③ 次の技術者を配置すること。なお、建築士事務所に所属する建築士である場合には、定期講習を受けているものとする。
- ・管理技術者及び総合主任技術者は、参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
 - ・管理技術者及び各技術者は、同種業務又は類似業務のいずれかの実績を有すること。
- ※同種業務とは、平成17（2005）年4月1日から公告日まで（過去20年間）に、基本・実施設計業務の履行が完了した、延床面積（複合施設の場合は博物館用途の面積）が500m²以上の、新築・改築・増築（改修は不可）の「博物館法上の登録博物館」若しくは「博物館相当施設」を単独企業またはJVの代表構成員として完了した実績を有すること。
- ※類似業務とは、平成17（2005）年4月1日から公告日まで（過去20年間）に、基本・実施設計業務の履行が完了した、延床面積（複合施設の場合は博物館用途の面積）が500m²以上の、新築・増築（改修は不可）の「文化施設（博物館・美術館・図書館）」を単独企業またはJVの代表構成員として完了した実績を有すること。
- ・総合、構造、電気設備及び機械設備の各主任技術者を、各1名配置すること。
 - ・管理技術者及び総合、構造、電気設備及び機械設備の各主任技術者は、参加表明書の提出時点において、参加者と直接的な雇用関係を有すること。
 - ・構造主任技術者は、参加表明書の提出時点において、構造設計一級建築士又は一級建築士の資格を有すること。
 - ・電気設備主任技術者は、参加表明書の提出時点において、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士の資格を有すること。
 - ・機械設備主任技術者は、参加表明書の提出時点において、設備設計一級建築士、一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。
 - ・管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。また、各主任技術者は、他の主任技術者を兼任してはならない。
- ※「管理技術者」とは、①「建築設計業務委託契約書」（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）第15条、②「委託業務契約約款（土木設計、建築設計、建築工事監理）」第12条第3項の定義による。
- ※「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者

を総括する役割を担うものをいう。

(11) 展示設計団体は、次の要件を全て満たしておくこと。

① 平成27（2015）年4月1日から公告日まで（過去10年間）に、日本国内の史跡等の紹介を含む、「博物館法上の登録博物館」若しくは「博物館相当施設」、「文化施設（博物館・美術館・図書館）」における常設展示室250m²以上の展示設計の元請（JV可）の履行実績を有すること。

なお、展示設計とは、展示造作・展示ケース・実物資料展示・模型・グラフィック・映像機器等を用いるハードとソフトの総合的な内容の常設展設計業務に係る基本・実施設計とする。

② 福岡県内に本社、支社又は営業所若しくは事務所を有し、入札・見積、契約締結、代金の請求・受領等の権限を本社代表者から代理人（支店長・営業所長等）に委任されていること。

③ 次の技術者を配置すること。

- ・管理技術者及び担当技術者は、参加表明書の提出時点において、参加者と直接的な雇用関係を有すること。
- ・各技術者は同種業務又は類似業務のいずれかの実績を有すること。

※同種業務とは、平成27（2015）年4月1日から公告日まで（過去10年間）に、日本国内の史跡等の紹介を含む、「博物館法上の登録博物館」若しくは「博物館相当施設」における常設展示室250m²以上の展示設計の元請（JV可）の履行実績を有すること。

※類似業務とは、平成27（2015）年4月1日から公告日まで（過去10年間）に、「文化施設（博物館・美術館・図書館）」の展示施設の元請（JV可）の履行実績を有すること。

④ 協力者（協力事務所）を加えることができる。

※「協力事務所」とは、業務の一部を委任し、または請け負わせる事務所をいう。なお、協力者（協力事務所）は、本プロポーザルにおける参加資格を有せず、他の参加者の協力者（協力事務所）となることはできない。

3 募集及び選定スケジュール

項目	日程
公募の開始	令和8年1月28日（水曜日）～
質問書の提出期限	令和8年2月12日（木曜日）正午まで
質問書に対する回答期限	令和8年2月18日（水曜日）17時まで
参加表明書の提出期限	令和8年2月25日（水曜日）17時まで
企画提案書等の提出期限	令和8年3月4日（水曜日）17時まで
一次審査結果通知（書面審査）	令和8年3月上旬（予定）※電子メールで通知
二次審査 (プレゼンテーション)	令和8年3月中旬（予定）
最終選考結果通知・公表	二次審査後1週間以内 ※電子メールで通知
契約締結・業務開始	令和8年3月下旬（予定）

4 参加表明書等の提出

参加者は、参加表明書等の関係書類を提出すること。なお、本要領7 参加資格要件を満たす者でなければ参加することができない。

(1) 提出期限

下記(4)提出書類の提出期限のとおり

(2) 提出方法

郵送若しくは提出先へ直渡により提出すること。（提出期限の17時まで必着）

※なお、書留など記録の残る方法とし、発信の旨を電話連絡すること。

(3) 提出先

苅田町教育委員会 生涯学習課 まちの歴史担当

(4) 提出書類

次の書類を提出しなければならない。

提出書類	提出期限	提出団体
【様式1】参加表明書	2月25日	建築・展示
【様式2】業務の実施方針	3月4日	建築・展示
【様式4】参加表明書等に関する質問書	2月12日	建築・展示
【様式5】企画提案書	3月4日	建築・展示
【様式6】課題に対する提案	3月4日	建築・展示
【様式8】企画提案書等に関する質問書	2月12日	建築・展示
【様式9】プレゼンテーション及びヒアリング審査説明員一覧	3月4日	建築・展示

【様式 10】設計事務所の概要	3月4日	建築
【様式 11】設計事務所の業務実績	3月4日	建築
【様式 12】管理技術者の同種業務実績等	3月4日	建築
【様式 13】総合主任技術者の業務実績等	3月4日	建築
【様式 14】構造主任技術者の業務実績等	3月4日	建築
【様式 15】電気設備主任技術者の業務実績等	3月4日	建築
【様式 16】機械設備主任技術者の業務実績等	3月4日	建築
【様式 17】建築設計業務の実施体制	3月4日	建築
【様式 18】参考見積書(建築設計)	3月4日	建築
【様式 19】展示企業概要	3月4日	展示
【様式 20】展示業務実績調書	3月4日	展示
【様式 21】展示設計業務の実施体制	3月4日	展示
【様式 22】配置予定技術者調書（管理技術者）	3月4日	展示
【様式 23】配置予定技術者調書（担当技術者）	3月4日	展示
【様式 24】協力事務所の内容等	3月4日	建築・展示
【様式 25】参考見積書（展示設計）	3月4日	展示
上記すべての電子データ（CD-RまたはDVD-R）	3月4日	建築・展示
<u>登記事項証明書</u>	<u>3月4日</u>	建築・展示

※様式第2号、様式第5号、様式第6号、様式第9号、様式第10号から様式第18号まで、及び様式第19号から様式第25号まで一式揃えたものを2部提出する。なお、様式第24号は必要に応じて提出すること。

※様式第10号から様式第16号まで、様式第20号、様式第22号と様式第23号の提出書類は、各様式及び添付書類毎に左上1か所をダブルクリップかホッチキス止めしたものを、次の順番のとおりに並べたものを2部提出すること。

- ① 様式第10号、同様式に関する添付資料
- ② 様式第11号、同様式に関する添付資料
- ③ 様式第12号、同様式に関する添付資料
- ④ 様式第13号、同様式に関する添付資料
- ⑤ 様式第14号、同様式に関する添付資料
- ⑥ 様式第15号、同様式に関する添付資料
- ⑦ 様式第16号、同様式に関する添付資料
- ⑧ 様式第20号、同様式に関する添付資料
- ⑨ 様式第22号、同様式に関する添付資料
- ⑩ 様式第23号、同様式に関する添付資料

※担当者実績の添付資料は体制表（押印無しを含む）若しくは、団体の従事証明書で可とする。

※二次審査で必要な書類（様式第2号、様式第5号、様式第6号、様式第9号、様式

第18号、様式第25号) の提出は、左上1か所をダブルクリップかホッチキス止めしたものを9部提出すること。

(5) 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、辞退届（任意様式）を生涯学習課まちの歴史担当へ提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

5 質疑及び回答

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、参加表明書等及び企画提案書等を作成する上で必要な事項に限ることとし、「参加表明者等に関する質問書」（様式第4号）及び「企画提案書等に関する質問書」（様式第8号）により提出すること。なお、口頭による問い合わせ、質問書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

(1) 提出期間

令和8年2月12日（木曜日）正午まで

(2) 提出場所・方法

電子メール（syogakuka@town.kanda.lg.jp）にて提出すること。

なお、件名は「荔田町歴史博物館建築・展示基本設計業務 質問書」とすること。

(3) 質問書の回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、令和8年2月18日（水曜日）17時までに随時、町公式ホームページにて回答する。

6 企画提案書の作成

企画提案書は、「基本計画」並びに別添資料2「荔田町歴史博物館建築基本設計業務委託特記仕様書」・別添資料3「荔田町歴史博物館展示基本設計業務委託 特記仕様書」の内容をふまえ、別添資料4「荔田町歴史博物館建築・展示基本設計業務プロポーザル企画提案書等提出要領」（以下、提出要領という）に従って作成すること。ただし、「基本計画」や別添資料2・3の各特記仕様書に示されていない内容でも、本町にとって有益になると思われるものについては、積極的に提案すること。

なお、プロポーザル方式による設計者の公募における技術提案の内容は、設計者を選定するために提出を求めるものであり、設計業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。

7 費用見積書の作成

(1) 建築基本設計費用

建築基本設計費用の合計金額は19,140,000円以内とする（消費税及び地方消費

税を含む)。

(2) 展示基本設計費用

展示基本設計費用の合計金額は 16,258,000 円以内とする（消費税及び地方消費税を含む）。

8 提案内容の審査

書類審査による一次審査とプレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査で評価・採点（350 点満点）を行い、二段階で総合的に評価を行う。なお、評価及び受託候補者の選定を行うため、「苅田町歴史博物館建築・展示基本設計業務委託プロポーザル方式審査委員会」（以下、「審査委員会」という）を設置する。

(1) 一次審査（100 点）

関係書類について、別添資料 5 「苅田町歴史博物館建築・展示基本設計に係る公募型プロポーザル評価要領」（以下、「評価要領」という）により書類審査を行い、得点の高い順に上位 3 者までを二次審査の対象として選定する。

(2) 一次審査結果通知

一次審査の結果は、参加者全員に対し令和 8 年 3 月上旬（予定）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(3) 二次審査（250 点）

一次審査を通過した提案者は、審査委員会に対し、提案した企画提案書等のプレゼンテーションを行う。なお、審査委員は、「評価要領」に沿って、プレゼンテーションの内容を評価し、採点する。

① プrezentation の実施日時

令和 8 年 3 月中旬（予定）

※正式な時間と場所は後日二次審査の対象者に通知する。なお、プレゼンテーションの順番は、企画提案書を受理した順と反対の順番とする。郵送で同時に到着した場合は、電話連絡の順番とする。

② プrezentation の方法

- ・プレゼンテーションは、企画提案書等の内容に沿ったものとし、本業務の担当者又は責任者が行う。ただし、質疑応答については、その限りではない。
- ・提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージ等について説明すること。

※事前に提出した企画提案書などからの資料変更・追加は認めない。

- ・持ち時間は準備、片付けを除いて 40 分以内とする。

（提案説明 20 分、質疑応答 20 分）

- ・会場に入室できるのは、説明員を含めて 5 名までとする。

- ・スクリーン以外の、パソコン、プロジェクター及び配線等、必要な機器は提案者が用意すること。

9 受託候補者などの審査結果通知方法

(1) 受託候補者の決定

一次審査と二次審査の合計（350点満点）で、最高評価点を得た者を優先交渉権者とする。提案者が1者の場合及び、最高評価点獲得者が2者以上ある場合の受託候補者の審査は、「評価要領」に沿って行う。

(2) 最終審査結果通知及び受託候補者の公表

① 結果通知

最終審査の結果は、二次審査の参加者全員に対し、審査後1週間以内に、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

② 公表

参加者数、受託候補者名（受託候補者以外の事業者名は非公開）等は、本町ホームページ上に公表する。

10 契約

(1) 契約交渉

受託候補者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、本業務にかかる契約の準備をする。

なお、本委託業務のすべてを再委託することは一切認めない（企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合を除く）。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本町と協議の上、その承認を得るものとする。

(2) 次点候補者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、次点交渉権者と本業務委託について交渉を行う。

(3) 契約締結

本町は、契約の準備が整った者と、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。なお、契約書については、原則、荔田町契約規則などの定めるところによる。

また、令和8年度以降、業務に係る予算成立を条件として、本業務に直接関連する他の業務（荔田町歴史博物館建築・展示実施設計業務等）についても随意契約により締結する予定である。

11 その他留意事項

(1) 留意事項

① 提出された企画提案書などは返却しない。

- ② 提出以降における企画提案書などの追加、差し替え、及び再提出は認めない。
- ③ 提出された企画提案書などは、審査を行う作業に必要な範囲において、本町が複製を作成することがある。
- ④ 企画提案書などの作成、提出、プレゼンテーションなどのプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- ⑤ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- ⑥ 提出された書類は苅田町情報公開条例、及び苅田町個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- ⑦ 企画提案書などの作成のために本町より受領した資料は、本町の許可なく公表、または使用することはできない。

(2) 失格・無効

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格、または無効となることがある。

- ① 審査委員会委員及び事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（本要領に定める手続きは除く。）
 - ② 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合
 - ③ 本要領の規定に違反すると審査委員長が認める場合
 - ④ 指定する様式（以下「様式」という）に依らないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - ・提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - ・様式及び記載上の留意事項に占める条件に適合しない場合
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ・許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合
 - ・虚偽の記載がある場合
- ※契約締結後に事実関係が判明した場合においても、同様とする。
- ⑤ 契約締結までの間に、本プロポーザルの参加表明書に記載した参加資格要件を満たさなくなった場合

【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

苅田町教育委員会生涯学習課まちの歴史担当 （担当 若松・藤野・繁谷・國田）
〒800-0392 福岡県京都郡苅田町富久町 1-19-1
(Tel) 093-434-2212
(e-mail) syogakuka@town.kanda.lg.jp

別添資料

- 1 荏田町歴史博物館基本計画
 - 2 荏田町歴史博物館建築基本設計業務委託 特記仕様書
 - 3 荏田町歴史博物館展示基本設計業務委託 特記仕様書
 - 4 荏田町歴史博物館建築・展示基本設計業務プロポーザル企画提案書等提出要領
 - 5 荏田町歴史博物館建築・展示基本設計に係る公募型プロポーザル評価要領
- 別表「荏田町歴史博物館建築・展示基本設計に係る公募型プロポーザル評価基準表」